

令和5年度 地域防災拠点 災害時の飲料水確保訓練のお願い

水道局では、災害時の飲料水確保について市民の皆様と協働で訓練を行っています。災害用地下給水タンクの開設方法や備蓄の重要性をご説明いたしますので、地域防災拠点の訓練の際に、飲料水確保訓練を実施することもご検討いただきますようお願いいたします。

1 訓練内容

(1) 実技編

災害用地下給水タンクは、災害時に地域の皆さんに開設していただく設備です。訓練では、機材の保管場所や組み立て方法をご説明します。

対 象：災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点

浦島丘中学校 栗田谷中学校 大口台小学校 三ツ沢小学校
羽沢小学校 六角橋中学校 松本中学校

所要時間：30分～45分程度

(2) 講座編

災害時にどのくらいの飲料水が必要なのか、どこへ行けば飲料水が確保できるのか、パネル等を使用して説明します。

対 象：地下給水タンクが設置されていない地域防災拠点

所要時間：20分～30分程度

2 申込方法・問い合わせ先

(1) 申込方法

「災害時の飲料水の確保訓練依頼書」に必要事項をご記入のうえ、地域防災拠点参与経由でFAXにてお申込みください。

【地域防災拠点】 → 【拠点担当参与】 → 【水道局鶴見水道事務所】

(2) 問合せ先

水道局鶴見水道事務所 事務係
電 話：045-521-2321
FAX：045-504-4927



横浜市水道局 鶴見水道事務所 あて
(FAX 045-504-4927)

令和 年 月 日

災害時の飲料水確保訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

拠 点 名： _____

運営委員会委員長： _____

区 役 所 参 与： _____

実施日	令和 年 月 日 ()
時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分 (水道局の訓練時間 午前・午後 時 分 ~ 時 分)

希望する訓練にチェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	1 実技編
<input type="checkbox"/>	2 講座編

通信欄 (ご要望等があればご記入願います)

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

神 総 第 263 号
令和 5 年 5 月 10 日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

アンケート結果を踏まえた資機材見直しの方向性について

令和 4 年度末に総務局が実施した、「地域防災拠点における資機材見直しに係るアンケート調査」の結果等を踏まえ、次のとおり、総務局より通知がありましたので、各地域防災拠点の救助資機材の一部を回収します。

1 回収対象資機材

アンケート結果を踏まえて次のとおり、救助資機材の一部を回収します。

エンジンカッター	2 台
レスキュージャッキ	1 台
応急担架用ポール	10 本

エンジンカッターとレスキュージャッキについては、拠点の希望により残すことも可能とします。



※同等品含む

2 回収時期及び場所

令和 6 年 1～2 月に、各地域防災拠点において回収します。

3 資機材回収の意向調査

(1) エンジンカッター及びレスキュージャッキ

拠点に残すことを希望する場合には、令和 5 年 7 月 17 日（月）までに、別添「救助資機材の残置希望 報告書」を参与・参与補助者あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、拠点に残した資機材の更新・廃棄等は、全て各拠点でお願いすることになりますので、それを踏まえた検討をお願いします。残置希望数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、全て回収として処理させていただきます。

(2) 応急担架用ポール

過去に応急担架用ポールを使用した訓練実施時に、ポールが破損したことがあるなど、経年劣化が進んだポールを使用することによる避難者等の負傷リスクに鑑み、一律回収することとします。

神奈川区総務課
担当：立川、加藤
TEL: 045-411-7004
FAX: 045-324-5904

令和5年 月 日

救助資機材の残置希望 報告書

エンジンカッター及びレスキュージャッキ（ガレージジャッキを含む）の残置希望について、以下のとおり報告します。

- ※ エンジンカッター及びレスキュージャッキそれぞれの項目について、選択肢1、2のいずれかに○をつけてください。
- ※ エンジンカッターについては、残置を希望する場合、下線部の空欄に数字を記入してください。

■ エンジンカッター

1. 回収を希望する（2台回収）
2. 2台中_____台残置希望

■ レスキュージャッキ（ガレージジャッキを含む）

1. 回収を希望する（1台回収）
2. 回収を希望しない（1台残置）

報告者

神奈川県 _____ 地域防災拠点運営委員会

担当： _____

【注意事項】

本調査票は、令和5年7月17日（月）までに、参与・参与補助者へご提出ください。

神 総 第 263 号
令和5年5月10日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

地域防災拠点における備蓄品の更新及び有効活用について（依頼）

新緑の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から横浜市の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年度においても、備蓄食料等の更新及び有効活用を行いますので、次のとおりご協力をお願いいたします。

1 備蓄食料の更新及び有効活用

地域防災拠点（以下「拠点」という。）に備蓄している食料のうち、今年度更新を迎える食料については、拠点訓練において配布するなど有効活用をお願いします。

2 有効活用可能な備蓄食料及び数量の一覧

品目	配布可能箱数	製造年度 (ラベル色)	賞味期限
水缶詰	17箱 (24本/箱)	平成29年度 (青色ラベル)	令和6年8月31日
保存パン	10箱 (20食/1箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日
おかゆ	5箱 (20食/1箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日
クラッカー	2箱 (70食/箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日又は 令和6年2月28日
ライスクッキー	1箱 (20食/箱)	平成30年度 (黄色ラベル)	令和6年1月31日

※発災時に使用できる食料が減ってしまいますので、上記以外の食料は配布しないでください。

3 配布可能時期等

別添「令和5年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）」のとおり

4 留意点

- ・賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- ・対象の備蓄食料以外は、訓練等で配布しないでください。
- ・年度内に期限が切れる「保存パン」「おかゆ」「クラッカー」「ライスクッキー」を活用する場合は、誤配布の原因となるため、必ず令和5年12月までに使い切ってください。
- ・誤配布や、備蓄庫に期限の切れた備蓄食料が残ってしまうことを防ぐため、確実に使用する数量のみ報告ください(使用せずに残った備蓄食料の再回収は行いません)。

裏面あり

5 有効活用数量の報告

有効活用予定の食料の数量を、令和5年7月17日（月）までに、別添「備蓄食料の有効活用数量 報告書」を参与・参与補助者あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は、有効活用をしないものとして処理させていただきます。

6 その他

令和5年8月～9月に実施する備蓄品の配送・回収において、今年度更新分の備蓄品に加え、備蓄庫に残ってしまっている期限切れの備蓄食料も併せて回収する予定です。

そのため、訓練等の際に、更新予定の備蓄食料と併せて、備蓄庫の入口近くなどにまとめて置いていただけますと、回収漏れや誤回収が減りますので、お手数おかけしてしまいますが、ご協力お願いいたします。

神奈川区総務課 担当：立川、加藤 TEL：045-411-7004 FAX：045-324-5904

令和5年 月 日

備蓄食料の有効活用数量 報告書

令和5年度に更新する予定の備蓄食料を拠点訓練等で有効活用します。

1 配布（予定）日

令和 年 月 日

2 訓練等での配布（有効活用）数量

水缶詰	保存パン	おかゆ	クラッカー	ライスクッキー
箱	箱	箱	箱	箱

3 報告者

神奈川県 _____ 地域防災拠点運営委員会

担当： _____

【注意事項】

本調査票は、令和5年7月17日（月）までに、参与・参与補助者へご提出ください。

【令和5年度、地域防災拠点において有効活用可能なもの(5品目)】

(未使用分は、8月～9月の回収、及び1月～2月の回収で回収予定)

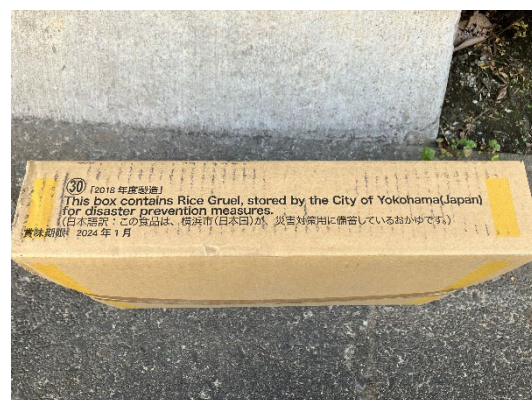
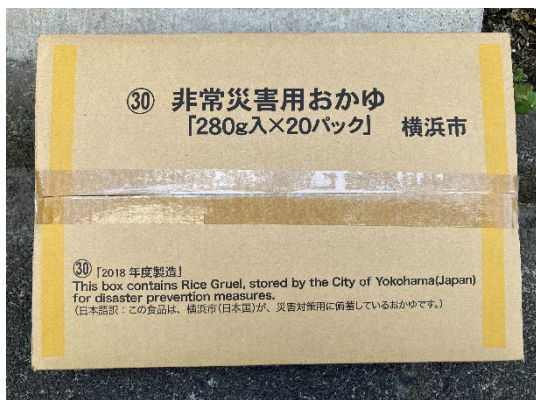
■ 平成29年度製造水缶・青色ラベル(賞味期限:令和6年8月31日まで)



■ 平成30年度製造保存パン・黄色ラベル(賞味期限:令和6年1月31日まで)

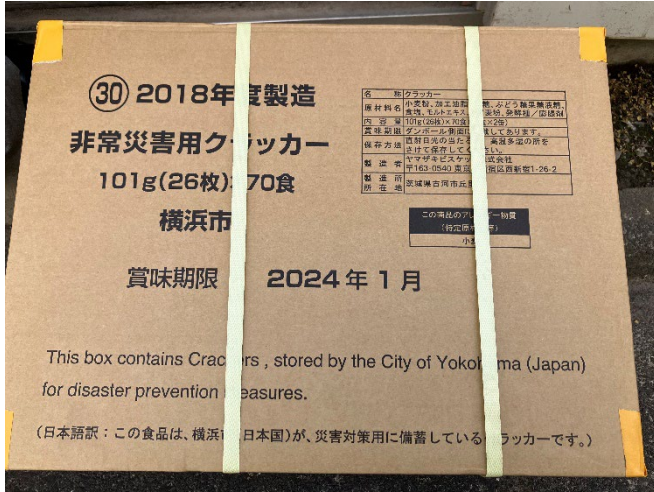


■ 平成30年度製造保存おかゆ・黄色ラベル(賞味期限:令和6年1月31日まで)

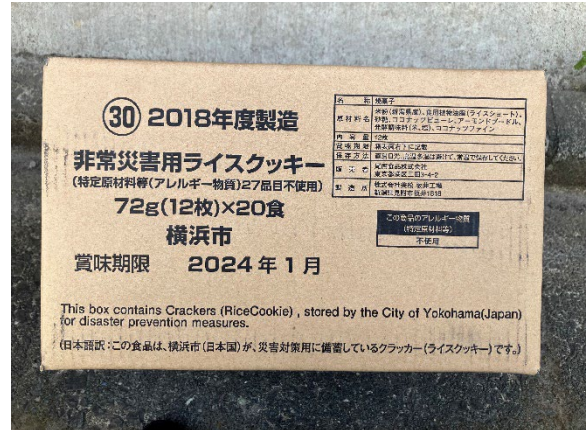
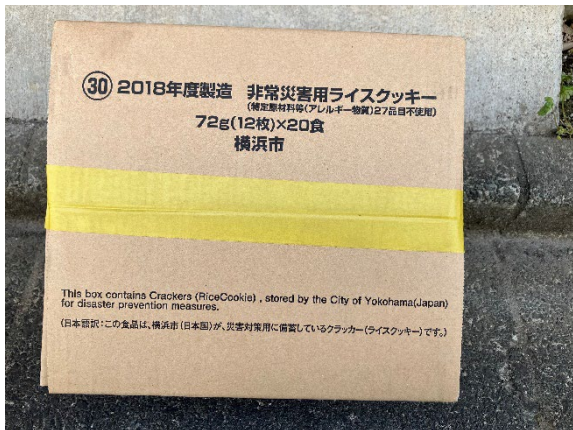


■ 平成 30 年度製造クラッカー・黄色ラベル

(賞味期限：令和 6 年 1 月 31 日または令和 6 年 2 月 28 日まで)



■ 平成 30 年度製造ライスクッキー・黄色ラベル (賞味期限：令和 6 年 1 月 31 日)



【拠点では有効活用できないもの（8月～9月に回収予定）】

- 平成30年度製造スープ・黄色ラベル（賞味期限：令和5年7月まで）



有効活用不可

- 令和4年度製造粉ミルク・青色ラベル（賞味期限：令和5年12月まで）



有効活用不可

【別紙2】令和5年度 備蓄品の更新スケジュール（予定）

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩備蓄食料⇩						
水缶詰				有効活用 の 報 告 期 限	【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（24本/箱×17箱） 【回収】平成29年度製造分（青色ラベル）（24本/箱×17箱）	令和5年度分の備蓄食料が配送された後から開始してください。 （有効活用しない分は、8月～9月に全て回収します。） ※ 有効活用する場合、必ず賞味期限内に使い切ってください。 ※ 有効活用分として報告していただいた数量が余ってしまった場合でも、後からの回収は原則できません。
保存パン					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×10箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×10箱）	
おかゆ					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×5箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×5箱）	
クラッカー					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（70食/箱×2箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（70食/箱×2箱）	
ライスクッキー					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×1箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（20食/箱×1箱）	
スープ				有効活用不可	【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（45食/箱×2箱） 【回収】平成30年度製造分（黄色ラベル）（45食/箱×1箱）	スープ、粉ミルクについては、 年内に賞味期限が切れるため、 有効活用不可 （8月～9月に全て回収します。）
粉ミルク					【配送】令和5年度製造分（黄色ラベル）（20缶/箱×1箱） 【回収】令和4年度製造分（青色ラベル）（20缶/箱×1箱）	

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩生活用品⇩（令和5年度は、旭区、磯子区、金沢区、港北区の拠点において更新予定）						
哺乳器				有効活用不可	2020年1月に納入したものを回収し、今年度購入分を配送します。	有効活用不可 （8月～9月にすべて回収します。）
小人用おむつ						
大人用おむつ						
生理用品						

品目	4月	5月	6月	7月	8月～9月	～年度末
⇩救助資機材⇩						
エンジンカッター				配備希望の 報 告 期 限		1月～2月に回収予定 （残置分の更新・廃棄等は、 各地域防災拠点での対応となります。）
レスキュージャッキ （ガレージジャッキを含む）						
応急担架用ポール				全て回収		1月～2月に回収予定 （劣化による破損のリスクに鑑み、一律回収とします。）
ヘルメット ※令和5年度は、 ・鶴見区 ・神奈川区 ・西区 ・中区 ・港南区 ・金沢区 ・港北区 ・瀬谷区 の拠点において更新予定。						1月～2月に回収・配送予定 各拠点に配備されている老朽化が進んだヘルメットを更新します。古いヘルメットを回収し、折り畳み式のヘルメット（1拠点あたり10個）を配送します。

神 総 第 263 号
令和 5 年 5 月 10 日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

令和 5 年度地域防災拠点運営研修のご案内（依頼）

新緑の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、今年度も、地域防災拠点運営委員の方を対象とした、地域拠点運営研修を実施します。

別添の案内資料をご参照のうえ、受講者を推薦いただきますようお願いいたします。

※推薦は任意です。

※委員長が受講していただくことも可能です。

1 研修概要（日時、場所、申し込み方法、問い合わせ先 等）

案内資料「令和 5 年度地域防災拠点運営研修のご案内」のとおり

神奈川区総務課 担当：立川、加藤 TEL:045-411-7004 FAX:045-324-5904

令和5年度 地域防災拠点運営研修のご案内

地震時の避難所である地域防災拠点は、拠点運営委員や避難された方によって運営します。
本研修を受講いただき、具体的な運営方法を学びましょう。

1 研修対象者

拠点運営委員の方（研修の成果を地域防災拠点運営につなげていただくため、お手数ですが、各拠点の代表者の方からご推薦をお願いします。）

※推薦は任意です。

※各組織から**2名**まで推薦可能です。

※家庭防災員、防災ライセンス講習会、
防災・減災推進研修を受講された方も推薦可能です。

【受講者の声】

想定していなかった課題をイメージできた。
日頃からの事前の備えが大切だと感じた。



2 研修内容

（1）研修カリキュラム

前半	【講義】 「 地域防災拠点の運営方法について知ろう 」	○地域防災拠点の運営方法や拠点運営の活動事例等について学びます。
後半	【グループワーク】 「 避難所運営の模擬体験をしよう 」	○ケーススタディを通して避難所で起きている出来事にどう対応するか図上にて体験します。

（2）開催日時 ※ 内容はすべて同じです。

日程	時間	場所	定員
7月18日（火）	13：30～16：00	横浜市民防災センター（横浜駅）	60名
7月19日（水）	9：30～12：00	横浜市民防災センター（横浜駅）	60名
7月29日（土）	9：30～12：00	青葉区役所（市が尾駅）	50名
8月5日（土）	9：30～12：00	戸塚区役所（戸塚駅）	50名

3 申し込み方法

「地域防災拠点運営研修 推薦書」（別紙1）に、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて、**6月21日（水）まで（必着）**に、以下の宛先にお申し込みください。

申し込みの受付や受講者決定通知の送付等は、イマジネーション株式会社に委託しています。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

裏面あり

4 受講者の決定

7月上旬ごろに、受講決定の通知を、受講者あてにお送りいたします。

※希望者が、定員を超えた場合は、来年度以降に受講をお願いすることがあります。その場合、「各区の受講者数のバランス」などを考慮し、受講者を決定させていただきますのでご了承ください。

5 自宅学習編のご案内

会場での受講のほか、横浜市が指定する動画を視聴した方は、「地域防災拠点運営研修」を受講したものとします（自宅学習編の受講にあたっては、お申し込みは不要です。）。

詳細は、本市ウェブサイトをご確認ください。

下記QRコード（またはURL、検索）により本市ウェブサイトへアクセスできます。



QRコード

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

なお、昨年度と同様にDVD等動画視聴の方法でご受講いただいた方で、修了証発行を希望される場合には、お手数ですが「修了証発行申請書」（別紙2）を総務局地域防災課まで送付ください。

申請書受付期間：令和5年6月21日（水）から令和6年3月20日（水）まで

6 お問い合わせ

研修の申し込み方法等について（申し込みの受付業務を以下に委託しています）

担当：イマジネーション株式会社 電話：045-330-4705

研修の内容や自宅学習編について

担当：横浜市総務局地域防災課（森崎、福田） 電話：045-671-2011

7 その他

※当日午前8時の時点で「警報」または「特別警報」が横浜市域に発令されている場合や悪天候等の理由により中止することがあります。当日中止と判断した場合には、当日午前8時以降に横浜市ホームページにてご案内いたします。PC・スマートフォン等をお持ちでない方は、横浜市コールセンターまで御連絡下さい。

<研修に関するホームページはこちら>



QRコード

横浜市 地域防災拠点運営研修 検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

<横浜市コールセンター> 045-664-2525 (平日・土日祝日いずれも 8:00~21:00)

令和 年 月 日

イマジネーション株式会社 行

地域防災拠点名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「地域防災拠点運営研修」推薦書

令和5年度の「地域防災拠点運営研修」受講者として、次の方を推薦します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	
	〒	

- ・各組織から2名まで推薦することができます。
- ・氏名は楷書で、ふりがなを付け、住所は棟室番号までご記入ください。
- ・**6月21日（水）まで（必着）**にご送付ください。

【受講希望日】 受講可能日（太枠）に○をつけてください。

※日程調整の都合上、できる限り多くの日程に○のご記入をお願いします。

実施日時	【第1回】 7月18日（火） 13:30～16:00	【第2回】 7月19日（水） 9:30～12:00	【第3回】 7月29日（土） 9:30～12:00	【第4回】 8月5日（土） 9:30～12:00
場所	横浜市民防災センター	横浜市民防災センター	青葉区役所	戸塚区役所
受講可能日 （○を記入）				

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、決定通知の送付、研修の中止等、事務局から連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【宛先】イマジネーション株式会社

○郵送：〒231-8799 横浜港郵便局留 イマジネーション株式会社宛

○FAX：045-845-5500

○電子メール：yokohama-bousai@imagination.co.jp

総務局地域防災課 行

自治会・町内会等団体名 _____

代表者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

「地域防災拠点運営研修」修了証発行申請書

次の方は指定された地域防災拠点運営に関する動画を閲覧しました。「地域防災拠点運営研修」の修了証の発行を申請します。

しめい 氏名	住所	電話番号
	〒	

動画名（収録時間）	閲覧完了
横浜市「地域防災拠点」開設・運営マニュアル（約20分）	
地域防災拠点の開設・運営について（約18分）	
新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難（約5分）	
在宅避難について（約5分）	

- ※ すべての動画を閲覧していただくことが修了証発行の条件となります。
- ※ それぞれの動画について、閲覧完了欄にチェックをお願いします。
- ※ 組織内で取りまとめてご提出される場合は、本紙の氏名欄に「裏面のとおりの」と記載し、裏面に希望者全員分の「氏名」・「住所」・「電話番号」をご記入のうえご提出ください。

閲覧した動画に
チェック(✓)

【動画の案内】下記横浜市ホームページの掲載動画より閲覧をお願いします。



横浜市 地域防災拠点運営研修

検索

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/chikitaisaku/kyotenkensyuu.html>

【備考】

修了証発行の申込みにあたり収集する氏名、住所、電話番号の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、修了証の送付や研修のご案内等、事務局から連絡の必要が生じた場合のみ利用します。

修了証には、地域防災拠点開設・運営マニュアルやスターターキット等、地域防災拠点運営を推進していただくうえで、参考となる資料を同封する予定です。また、申請書提出から修了証発行までに、数週間から数か月程度お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

申請書送付先・問い合わせ先

※申請書はメール、FAX、郵送いずれかで送付してください。

総務局地域防災課（森崎・福田）

TEL : 045-671-2011 FAX : 045-641-1677

メール : so-gensai@city.yokohama.jp

住所 : 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 10階

ハマッコトイレの地域要望(治具配布・動画公開)への対応について

これまで、地域防災拠点運営委員と市職員の共同で防災訓練の一環としてハマッコトイレの設置訓練を行った中で、地域から要望のあった事項について対応します。

1 貯留弁用開閉治具の配布について

令和2年度以前に整備済みのハマッコトイレ332拠点について、排水作業の容易性の向上のため、貯留弁用開閉治具(以下、治具という)を配布します。なお、令和3年度以降は、ハマッコトイレ整備に合わせて治具を配布しております。

- ・配布予定時期: 令和5年10月から12月予定
- ・配布箇所: 各地域防災拠点の防災倉庫等(区役所、病院を含む)
- ・配布方法: 委託業者より各地域防災拠点等に納入し、各学校(管理者等)の方からサインを受領します。

※1 ハマッコトイレの備品を地域防災倉庫以外に格納している場合は、地域防災委員の方々に治具の移動をお願いします。

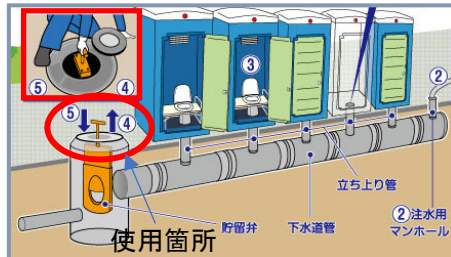
- ・配布対象拠点: **別紙1**を参照ください。

治具の大きさ



縦 78 cm × 横 48 cm × 高さ 7 cm
重さ 1.8 kg

治具の使用箇所



治具の設置状況



※2 治具の使用方法については、**別紙2**を参照ください。

2 ハマッコトイレ(グランド埋設型)の使用法の動画公開について

ハマッコトイレをグランドに設置しているケースがあります。その場合、安全性を考慮してマンホールをグランドから7cm低いところに埋めています。このマンホールの探し方から設置までの手順の説明動画を作成しましたので、公開します(令和5年6月上旬 HP にアップ予定)。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/bousai/sinsaitoire.html>



※3 この情報は、対象の各校へ通知および教育委員会に共有を行う予定です。

対象拠点一覧

行政区	拠点名	整備 年度	貯留弁用 開閉治具 配布対象	グラウンド 埋設型
神奈川県	西寺尾小学校	H22	○	○
	西寺尾第二小学校	H23	○	×
	幸ヶ谷小学校	H23	○	×
	神奈川小学校	H24	○	×
	子安小学校	H24	○	○
	二谷小学校	H26	○	○
	三ツ沢小学校	H27	○	×
	白幡小学校	H27	○	×
	大口台小学校	H27	○	○
	神橋小学校	H27	○	○
	神大寺小学校	H28	○	×
	浦島小学校	H28	○	×
	南神大寺小学校	H28	○	×
	青木小学校	H29	○	×
	栗田谷中学校	H29	○	○
	錦台中学校	H29	○	×
	齋藤分小学校	H29	○	×
	松本中学校	H29	○	×
	神奈川区役所	H29	○	×
	浦島丘中学校	H30	○	○
	六角橋中学校	H30	○	○
	神奈川中学校	H30	○	×
中丸小学校	H30	○	○	
羽沢小学校	R1	○	○	
市立市民病院	R1	○	×	
合計拠点数	25	—	25	10

ハマッコトイレ貯留弁用開閉治具の使用方法について

【目的】

貯留弁用開閉治具を使用することで、立ったまま取っ手を引き上げることができ、開閉治具の穴にストッパーを差し込むことで、汚水がすべて流れきるまで弁が開いている状態を維持することができるため、排水作業の容易性の向上が図られます。



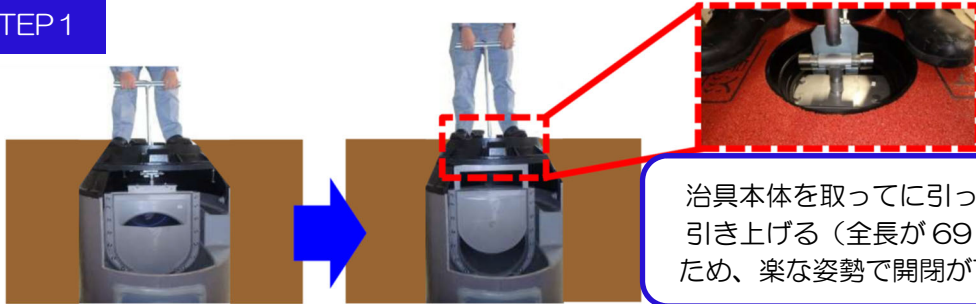
貯留弁引き上げ状況



貯留弁の開状態

【使い方】

STEP 1



治具本体を取ってに引っ掛け、引き上げる（全長が69 cmあるため、楽な姿勢で開閉が可能）。

STEP 2

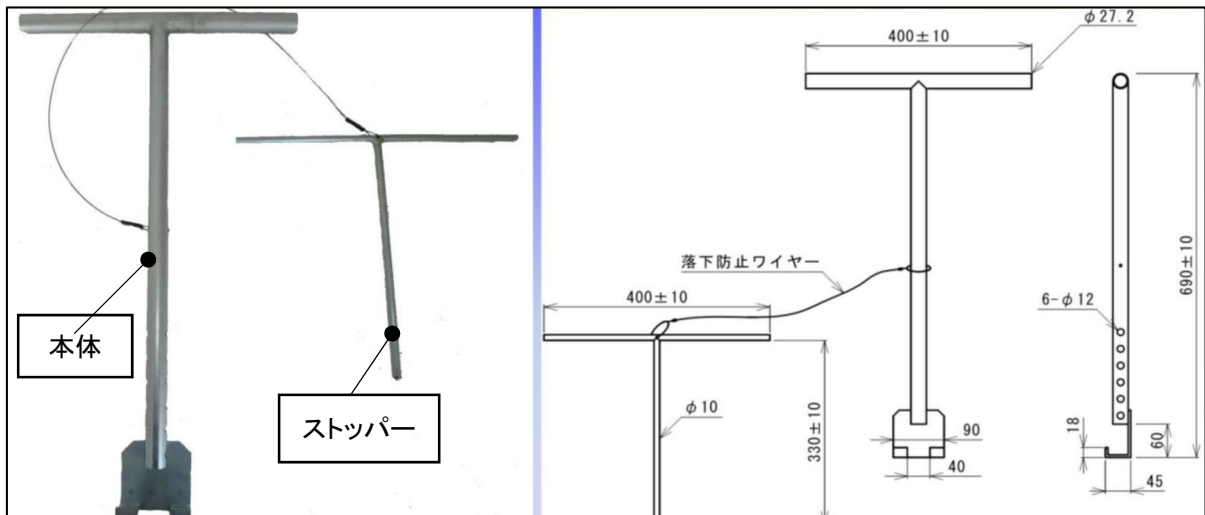


治具本体の側面の穴にストッパーを差し込む



人力による開状態を保持する必要なし

【製品図面】



令和5年5月 25 日

地域防災拠点運営委員長

セーフティネットプロジェクト横浜

災害用コミュニケーションボード等の再配布について(依頼)

日頃から、災害時にも安心して生活ができるための支援、ご尽力いただきありがとうございます。

災害時に障害者とのコミュニケーション等に役立てていただきたく、平成 20 年にコミュニケーションボード等のセットを配布しておりますが、備品台帳に入っていないため紛失等が発生していることを考慮し、再配布を行います。

災害用コミュニケーションボードは、横浜市内にある障害者団体や、親の会、障害者作業所や活動ホームの連絡会、そして社会福祉協議会、横浜市役所関係部署で組織する「セイフティーネットプロジェクト横浜」というグループで、企画し、作成したものです。

○配布数 1セット

<内容>

- ・説明文書(趣旨書) 1
- ・コミュニケーションボード 3
- ・啓発チラシ 3
- ・文字盤 3
- ・バンダナ 緑色3 黄色3

※クリアーボックス(A4 幅3センチ程度)に入れて配布します。



○配布時期 8～9月頃

(総務局地域防災課が行う備蓄食料の更新に併せて配送させていただきます。)

被災時には地域防災拠点において障害のある方も避難生活を送ることが想定されます。その際に、拠点の関係者が少しでもスムーズにコミュニケーションができるよう、コミュニケーションボードを配布しています。

また、セイフティーネットプロジェクト横浜では出前講座を行っており、障害のある方への理解促進や防災拠点で気にかけてほしい点等をお伝え可能です。お気軽に、横浜市社会福祉協議会・障害者支援センターまでご相談ください。

<問合せ先>

横浜市社会福祉協議会・障害者支援センター

TEL:045-681-1211/Fax:045-680-1550

横浜市健康福祉局障害施策推進課

TEL:045-671-3598Fax:045-671-3566

神 総 第 263 号
令和5年5月10日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川県総務課長

令和5年度地域防災拠点運営委員初任者向け研修の出席について（依頼）

新緑の候 ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、横浜市政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

初めて地域防災拠点の運営に関わる方や経験の浅い方向けの研修を実施しますので、可能な範囲で参加をお願いします。

1 研修概要

神奈川区の被害想定や地域防災拠点の運営方法についての研修を行います。

また、発災時における被災地の現状や避難所の運営・活動について、防災の専門家からご講演いただきます。

2 申込方法

別添の参加申込書に記入して、6月22日（木）までに回答をお願いします。

3 日時・場所

6月25日（日）午前10時00分から午前11時30分まで 区役所本館 B1 階研究室

午後2時00分から午後3時30分まで 区役所本館 B1 階研究室

6月26日（月）午前10時00分から午前11時30分まで 区役所本館 B1 階研究室

※内容はどれも同じです。いずれかに参加をお願いします。

神奈川県総務課 担当：立川、加藤 TEL：045-411-7004 FAX：045-324-5904

参加申込書

地域防災拠点運営委員初任者向け研修

初めて地域防災拠点の運営に係わる方や経験の浅い方向けの研修です。

地域防災拠点 _____ 学校 _____

申込者氏名 _____

電話番号 _____

参加する方の氏名	日時（場所）
	6月25日（日）午前10時00分～午前11時30分 （場所：本館B1階研究室） ※各拠点につき2名まで
	6月25日（日）午後2時00分～午後3時30分 （場所：本館B1階研究室） ※各拠点につき2名まで
	6月26日（月）午前10時00分～午前11時30分 （場所：本館B1階研究室） ※各拠点につき2名まで

提出締切 6月22日（木）

提出について

FAX または郵送でお送りください。

F A X 045-324-5904

郵送先 〒221-0824

横浜市神奈川区広台太田町3-8

神奈川区役所総務課 加藤行

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

緊急時情報受伝達システムの登録情報の変更及び発信訓練の実施について（依頼）

新緑の候 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から神奈川区の防災につきまして、ご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、神奈川区では、令和 2 年度から避難指示などの情報を一斉にお知らせする「緊急時情報受伝達システム」を運用していますが、令和 5 年度において地域防災拠点運営委員長等に変更が生じた場合には、登録情報変更のお手続きをさせていただきますようお願い申し上げます。

また、7 月 28 日（金）には変更後の登録情報を使用した発信訓練を予定しております。どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

1 登録情報の変更方法

「神奈川区緊急時情報受伝達システム変更用紙」（第 2 号様式）に必要事項を記載のうえ、神奈川区総務課へ郵送又は FAX していただくか、直接窓口へご提出をお願いいたします。

また、今年度から電子申請システムにより登録情報の変更を受付けておりますので、下の電子申請システム二次元コードからも変更のお手続きをすることができます。

※ 1 登録者等に変更が生じない場合は、登録情報変更の必要はありません。

※ 2 変更者が複数名いる場合は、お手数ですが第 2 号様式をコピーしてご使用ください
ますようお願いいたします。



電子申請システム二次元コード

2 登録情報の変更期限

令和 5 年 7 月 14 日（金）午後 5 時まで

3 訓練実施日程等

(1) 実施日程

令和 5 年 7 月 28 日（金）午後 2 時から

(2) 実施内容

大型台風の接近に伴う避難指示や避難場所の開設状況を想定した情報の発信訓練を、電話とメールで行います。

訓練結果の集約のため、電話の場合は、音声案内に沿って電話機の操作をお願いします。また、メールの場合は、メール本文に記載された URL から開封状況の登録をお願いします。

【参考】緊急時情報伝達システムとは

災害発生時の重要な情報を地域のみなさまに速やかにお伝えするため、避難指示や避難場所の開設状況などの情報を一斉に電話とメールでお知らせするシステムです。

(1) 想定される主な情報

台風の接近等により区長又は市長が区内の一部に避難指示等を発令し避難場所を開設するとき

(2) 情報伝達の流れ (例) 気象警報等による避難指示の発令

【電話の場合】

- ・各団体の登録された番号に情報発信します。
- ・電話をお取りください。
- ・機械による自動音声で情報をお伝えします。

【メールの場合】

- ・各団体の登録されたメールアドレスに情報メールを送信します。
- ・メールを開封してください。
- ・メール本文で情報をお伝えします。

必要に応じて、区役所から各団体へ個別にご連絡します。

例：〇〇町の一部に避難指示を発令しました。
避難を開始してください。開設避難場所は〇〇です。
※聞き逃した場合でも、情報を繰り返し聞くことが可能です。

(3) 情報発信先

こちらの電話番号及びメールアドレスから情報を発信します。

※下記の電話番号からの連絡及びアドレスからのメールを受信できるよう、設定をお願いいたします。

●電話番号 (050-3196-3300) ●メールアドレス (kg-bousai@city.yokohama.jp)

提出先 : 〒221-0824 神奈川県横浜市中区太田町3-8

神奈川県役所総務課 (501番窓口)

提出方法：電子申請システム、郵送、FAX又は窓口へのご持参をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

担当 神奈川県総務課 奥田、西山

電話 045 - 411 - 7008

FAX 045 - 324 - 5904

神奈川県 緊急時情報受伝達システム 変更用紙

自治会町内会名		
登録者名	(旧)	(新)
電話番号	(旧)	(新)
メールアドレス	(旧) (フリガナ)	(新) (フリガナ)

※メールアドレスの記入が不明確で読み取りづらい文字があるため、数字とアルファベットの記入は明確にし、メールアドレスの上にフリガナを記入してください。

(例：Gと6、VとU、Zと2、Sと5、Bと8、Dと0(ゼロ)、Iと1、bと6、qと9、l(エル)と1、oと0(ゼロ)、ハイフンとアンダーバー 等)

カナガワゼロイチクヤクシヨ
(例：kanagawa 01.kuyakusyo 等)

1 ご登録いただくユーザー情報について

- (1) 可能な限り電話番号とメールの両方の登録をお願いします。
- (2) 「固定電話」「携帯電話」どちらでも登録が可能ですが、緊急時に確実に受信できる方で登録してください。

2 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報をご提供いただき登録いたします。ご提供いただいた個人情報は、災害(訓練等含む)や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

提出先 : 〒221-0824 神奈川県広台太田町3-8
神奈川県役所総務課(501番窓口)

提出方法：郵送、FAXまたは窓口へのご持参をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

担当：神奈川県総務課 防災担当
電話 (411) 7008
FAX (324) 5904

地域防災拠点におけるペット対策について

震災などの大規模災害が発生した時、地域防災拠点（以下「拠点」）へ犬や猫などのペットを連れて避難してくる（同行避難と言います）避難者が一定の割合でいます。拠点は多くの被災者が避難生活を送る場所であり、円滑な運営を行う上では、トラブル防止のためにあらかじめペット同行避難を想定した対策をとっておくことが大切です。

生活衛生課では、各拠点でのペット対策を進めていただくため、次のような支援を行っています。ご希望がありましたら、拠点参与または裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 地域防災拠点運営委員会での支援

地域防災拠点運営委員会で「災害時のペット対策～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」の内容や、一時飼育場所の設定等の説明を行います。

また、令和5年度は、希望される拠点に対して、同行避難受入れに関する具体的なルールやマニュアル作成のお手伝いをさせていただきます。

2 地域防災拠点開設・運営訓練での支援

各拠点で行う開設・運営訓練の際に、次のような支援を行います。

- （支援例）・災害時のペット対策に関するパネル展示など
- ・ペット同行避難訓練の実施など



3 研修会等の実施

地域で開催する防災研修会等で、災害時のペット対策に関する啓発・講習を行います。

- （内容）・災害時に必要なペットのための日頃の備えやトレーニングについて
- ・地域防災拠点でのペット一時飼育場所の設定の方法
- ・ペット同行避難訓練等の取組み事例について

地域防災拠点におけるペット対策の基本的な考え方

- (1) 同行避難する動物は、犬、猫、小鳥等の小動物とする。
- (2) 地域防災拠点では、人の居住場所と動物の飼育場所を完全に分離し、動物はケージ内・繋ぎとめにより飼育する。
- (3) 飼育動物や飼育場所の管理等は、飼い主で構成されるペット管理委員会による自主管理を原則とし、飼い主が共同で行う。
- (4) 個々の動物の飼育は、飼い主の責任で行う。
※飼育に必要な器具（ケージ・食餌等）も、原則として飼い主が用意する。

災害時ペット対策への取り組みステップ(例)

Step1 ペット同行避難の理解・周知	【拠点運営委員会での説明】 ○「災害時のペット対策～ペットとの同行避難対応ガイドライン～」などを参考に、同行避難に対する理解と周知を進めます。
Step2 ブースの設置・展示 ペット一時飼育場所 の検討	【ペット防災に関するパネル展示等のブース設置、ミニ講義】 ○拠点開設訓練時にペット対策の周知（拠点における対策及び飼い主が行うべき対策について周知・理解促進）を行います。 ※動物を飼っている人だけでなく、飼っていない人にも理解してもらうことが大切です。 ○ペットの一時飼育場所や拠点での飼育ルールを検討します。 ※設定できた場合、訓練時のブースを設定場所に設けると参加者が同行避難のイメージをしやすいです。
Step3 ペットの一時飼育場所 への同行避難訓練 (飼い主の備えとルール の確認、避難訓練)	【拠点開設訓練】 ○地域の飼い主にペットを連れて避難してきてもらい、一時飼育場所においてペットをケージに入れて様子を見ます。その際には拠点での基本的な飼育ルールを掲示し、日ごろの備えは十分か、ペットと離れても大丈夫かなど飼い主に確認してもらいましょう。 （※初めは動物を連れてではなく、ケージのみを持ってきてもらい、受付の流れやルールを確認してもらうのも一つの方法です。）
Step4 飼い主同士の協力体制の 構築とルール作り	○広く地域の飼い主に呼びかけて飼い主同士の協力体制を築いていきます。 運営委員や飼い主、地域住民など、様々な人の意見を取り入れながらペット同行避難の拠点独自のルール作りを進めます。
Step5 飼い主同士による受入・ 運営訓練(受入れ～管理 体制の確認)	○ルールができている拠点では、参加した飼い主による受付や運営の訓練を行い体験します。避難後の清掃や飼育管理についても参加者で確認し、話し合います。



【問い合わせ先】

横浜市神奈川福祉保健センター
 生活衛生課 環境衛生係
 本橋（もとはし）
 電話 411-7143 / FAX 411-7039

地域防災拠点訓練での災害医療講話の実施について（依頼）

災害時、地域防災拠点に避難されてきた住民の中には、慣れない場所での生活でストレスや過労により、体調を崩してしまう方がいるかもしれません。

避難所での起こりやすい病気やその予防方法について、地域防災拠点訓練に合わせ講話を実施します。周囲の高齢者や子どもなどに配慮し、助け合いながらできるだけ気持ちよく生活できる環境づくりにご活用ください。

1 災害医療の講話

1) 主な内容

- ・災害時のケガは緊急度・重症度に応じた医療機関へ受診しましょう
- ・治療されている方は、病気の名前のメモやお薬手帳などを避難グッズに準備しましょう
- ・避難所で起こりやすい病気とその予防について

2) 実施の曜日・時間

- ・土曜日もしくは日曜日に実施します。
福祉保健課職員がおこないます。
※日曜日は神奈川県医師会のご協力を得て講話を行う場合もあります。
地域防災拠点訓練の中の20分間

3) 実施会場

- ・体育館等

4) 対象

- ・訓練参加者全員

5) その他

- ・マイク等、事前に準備していただくものについてご相談させてください。
- ・実施していない拠点を優先に受付をさせていただきます。
- ・災害医療に関するご相談がある場合は、下記までお問い合わせください。

2 申込方法

7月14日（金）までに担当までご連絡ください。

※7月14日以降でご希望の拠点は実施日1カ月前までにご相談ください。
(医師会との調整が必要なためお時間をいただければと存じます)

担当：神奈川県福祉保健課
事業企画担当 岡崎・金屋
電話 411-7136
FAX 316-7877